

基安労発第 0801001

平成 17 年 8 月 1 日

都道府県労働局労働基準部  
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
(公 印 省 略)

地域保健と職域保健の連携の推進において留意すべき事項について

標記については、平成 17 年 7 月 5 日付け基安発第 0705002 号により、指示されているところであるが、都道府県等から地域・職域連携推進協議会の参加について要請があった場合は、当該協議会を活用し、従来「都道府県メンタルヘルス対策推進連絡会議」で協議が行われていた事項についても、課題として取り上げられるよう留意されたい。